

## 防波堤の補強により、離島と本土を結ぶ航路機能を維持する

## 【対策】61-2 港湾の耐災害性強化対策(高潮・高波対策)

対策概要: 令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風等で発生した想定外の波浪等による浸水被害や施設損壊等を踏まえ、高潮・高波対策を推進することにより、頻発化・激甚化する台風等による東京湾をはじめとする重要な港湾施設の被害の軽減を図り、海上交通ネットワークを維持する。

府省庁名: 国土交通省

## 【事例】厳原港予防保全事業

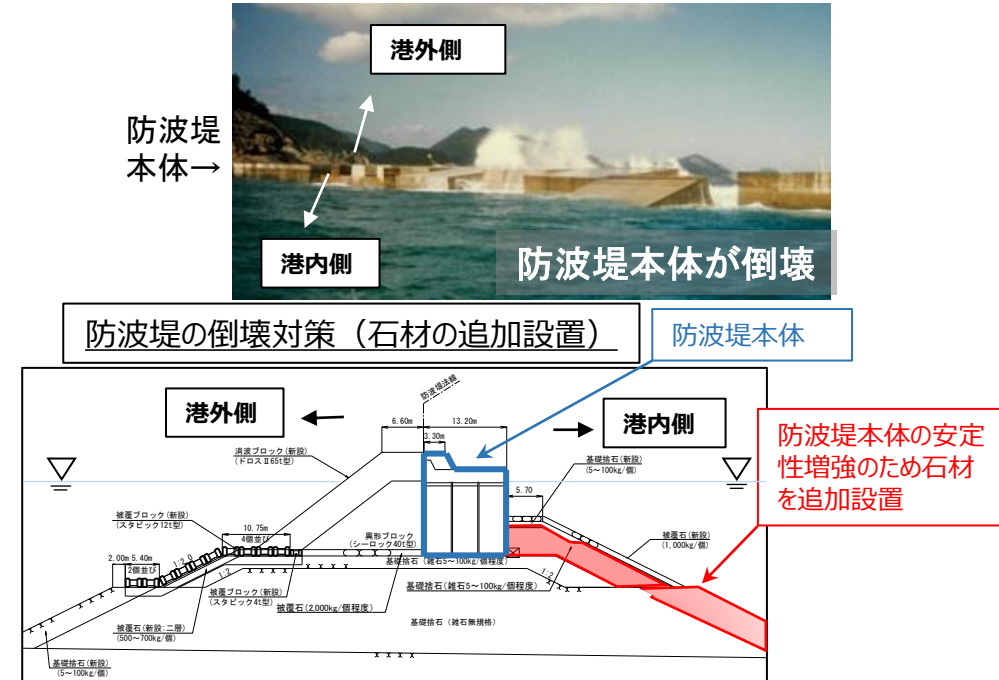
- 実施主体: 国土交通省 九州地方整備局
- 実施場所: 長崎県対馬市
- 事業概要: 厳原港厳原地区では、平成9年9月の台風第19号(沖波波高6.0m)で、防波堤本体が倒壊したため、平成11年に復旧するまでの間、港内の静穏度が保てず、定期航路の運用に支障をきたしていた。これを踏まえ、当時の防波堤の設計を見直し、高潮・高波対策として、防波堤の港内側に石材を追加設置(令和2年度～令和4年度)し、防波堤本体の倒壊対策を概成させた。今後、防波堤の港外側に消波ブロックを設置する予定である。

## ■ 事業費: 30億円

(うち5か年加速化対策(加速化・深化分)約12.5億円)

- 効果: 令和4年9月19日、九州で初めて「台風等を要因とする特別警報」が発表された「台風第14号」が九州地方を縦断した。この台風では、平成9年の被災時と同等の沖波波高6.0mであったが、防波堤を補強したことにより施設被害を防止でき、厳原港と九州を結ぶ航路を早期に運行再開できた。

## 【整備前: 平成9年台風19号による防波堤の状況】



## 【整備後: 令和4年台風14号による防波堤の状況】

